

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年8月25日

議会基本条例制定特別委員会

速 報 版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○工藤てつや委員長 定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、議会基本条例制定特別委員会を開会したいと思います。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 まず初めに、記録署名員の指名をいたします。

くじらい委員、加地委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、3、議会基本条例制定に関する調査研究について。

初めに、執行機関との意見交換についてを議題といたします。

議会基本条例については、条例案の検討が進み、8月31日からパブリックコメントを実施することとなりました。本日は執行機関に出席をいただいておりますので、条例案について執行機関から御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、勝田副区長、お願いいたします。

○勝田副区長 私からは、区長を含む執行機関側との関連が記載されております第8条、第9条、第13条を中心に意見を述べさせていただきます。

まず、冒頭総論の部分ですが、区民生活の向上やウェルビーイングの実現を目指し、透明性の高い開かれた議論を展開しようとする議会の姿勢に賛同するとともに、執行機関としても真摯に向き合ってまいります。

次に、区長等と議会との関係について記載されております第8条関係ですが、第8条第1項に規定されてありますとおり、二元代表制において議決権を有する議会と執行権を有する区長等とは機能の違いを認識した上で、対等で緊張感のある関

係を保持することが不可欠であると認識しております。執行機関としましては、自らの説明責任を果たし、議会との健全な議論を通じて、住民自治と区民福祉の増進の実現に寄与してまいります。

次に、議会への説明について記載しております第9条関係ですが、第9条第1項及び第2項に上げられております予算、決算の説明、並びに重要な政策、計画等の立案、変更時における説明につきましては、区政運営の透明性を確保し、議会における十分な審議を確保する上で極めて重要であると認識しております。今後とも、迅速かつ丁寧に説明に努め、誠実に対応してまいります。

最後に、災害時の協力連携について記載されております第13条関係ですが、第13条第2項における足立区災害対策本部の応急活動に対する協力支援に関する規定につきましては、有事の際における区民の生活、財産を守る観点から大変重要と考えております。災害時に速やか、かつ実効性ある連携態勢を構築できるよう、平時からの情報共有に努めてまいります。

○工藤てつや委員長 続きまして、工藤副区長、お願いいたします。

○工藤副区長 私の方からは、条例そのものについては、勝田副区長の意見のとおり、特にございませんけれども、今、全国の自治体の首長の不祥事ですとか疑念、あるいは議会に対する不信が大きく報道されている中で、足立区議会がこのタイミングでこの条例を制定するという事については非常に意義のあるものだと考えております。

また、併せて私も行政の方もしっかり襟を正して、いろいろ議会からの指摘もございますので、倫理規程等も今作っている途中でございます。もしお時間があれば、内容については若干説明させていただければと思います。

その上で、条例関係で2つ、私の方からお話しさせていただきます。

まず1点目は、13条の危機管理のところ、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

3項のところに「足立区議会災害時における議会と議員の行動規範に基づくものとする」という内容が示されております。実は私、恥ずかしながら、これ平成31年に制定されたということですが、一度も見たことがなかった、今回までありませんでした。そういった意味で、区民の方がこの内容を御存じかという、多分ほとんどの方が分からないのかなと思いますので、こういった内容を広く公表できるようにしていただければ非常にありがたいと思います。

併せて、このところの異常気象で平成31年当時とは少し状況も変わってきておりますので、せっかくですから、このタイミングで見直しのこともお考えいただければありがたいかなと思います。

もう1点は、17条4項の「議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める」というふうにあります。私どもも改めて襟を正して倫理規程を設けたいと思いますので、お作りいただいて、広く区民の皆様にもお知らせすることが信頼につながると考えておりますので、そちらの方も併せてお願いしたいと思います。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

また、併せて作成中の特別職の利害関係者との接触ルールについて、現状の報告を頂けるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○総務部長 皆様おはようございます。私の方からは、利害関係者との接触、特別職に関することでございますが、こちらについて御説明をさせていただきます。

まず、今回8月の総務委員会で御報告することを目指しておりましたが、お時間がかかってしまいまして御報告ができておりませんでした。大変申し訳ございません。

では、ルールづくりについて、3点御説明をしたいと思います。

まず、1点目でございます。特別職の利害関係者とのルールについての範囲でございますが、特

に区長に焦点を当て、区長は3つの立場があるという整理をしております。足立区長の公務を行う首長としての立場、それから政治家としての立場、それから純粋な私人としての立場、これらがあると整理しております。足立区長としての公務部分に着目をしまして、今回ルール化をしているところでございます。実運用に支障が出ないようにしつつ、区民の疑惑や不信を招くような物品授受、供応接待はしないという考え方でルール化をいたしております。

なお、総務省の見解も伺いまして、教育長は教育委員会の規則で制定するのがいいということでございましたので、そういった形で進めているところでございます。

2点目は、国や自治体のルールをどのように参考にしたかという点でございます。国家公務員の倫理規程、他の自治体の条例、規則、ガイドライン等を参考に、物品授受、会食について規定しているものを参考にいたしました。策定過程では、公益監察員、代表監査の御意見も頂戴しているところでございます。

内容については、他の自治体の例を見ますと、特別職の利害関係者との接触に関する具体的なルールについては、条例では理念的なところを定めて、具体的なルールについては規則やガイドラインで定めるという形になっておりましたので、それを参考にしております。

最後、3点目でございます。当区においてのルールは、規則で制定することを考えております。今回いろいろ確認をいたしましたけれども、ルールの策定は区長と副区長が自ら律する性格のもので、区長の権限に属する事務として規則で制定することが適切である等の理由から、規則によるものでと考えております。

詳しい内容につきましては、9月の総務委員会で御報告をさせていただきたく存じます。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それでは、委員の皆様から何かありましたら、
お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○加地まさなお委員 お先に質問させていただきたい
と思います。

前回の委員会があって、前文はしっかりとスリ
ムに、逐条解説で足りないところは解説していく
ということを聞かせていただきました。

今回、副区長もいらっしゃいますので、区の基
本姿勢の確認とか、そういうことはさせていただ
けるのかお伺いしたいのですが、それは別の話な
らばしません。

○工藤てつや委員長 区の基本姿勢を聞きたいとい
うことですか。

○加地まさなお委員 はい、これが関係してくると
ころがありますので。話がそれるのだったら、私
の方から一方的にいろいろ言わせていただいても。

○工藤てつや委員長 では、御意見として承りたい
と思います。その内容だと質疑にはなじまないの
かなと思うので。

○加地まさなお委員 分かりました。ありがとうございます。

まず、予算も関係してくる中で、義務的経費が
9割の中で1割が自由に自分たちのやりたいこと
に使えるというところで、区の方でも、既存事業
の見直し、効果検証の実施を行って、今回、執行
率の精査、既存事業の見直しで約30億円削減さ
れたと思います。

さきの定例会でも、現在の事務事業評価の約4
5%が単なる実施量にとどまっているということが
分かりましたし、区の方では、区長もEBPM
を強力に推進し、必要な事業に財源を充てていく
というふうに私は認識しております。

この客観的データ、EBPMに基づいて成果や
費用対効果を検証して持続可能な財政運営を確保
していくという区の基本姿勢、これは議会側も同
じ土俵、土台、物差しを持っていないと、これか
ら建設的な議論ができないのではないかなと考え

ております。

その中で、先ほども言わせていただいたように
前文はスリムに、逐条解説には足りないところを
書いていくという中で、前回の委員会でも岡安委員
から、この条例案の監視、評価してチェック機能
を果たしていくという表現について、単に現状を
確認するだけではなく、問題があれば改善や修正
につなげていくことかということを確認、質問さ
れて、当然そのようなことですよという答弁があっ
たと思います。

この解説を見ると、この辺が、今の2条の方を
見てみると非常にスリムに、解説は……ごめんな
さい、この話が続きます。逐条解説の第2条、議
会の活動原則のところですが、この2条の2項
「議会は、区政の適正な運営を確保するため、区
長等による政策決定及び事務執行について、監視
及び評価を行わなければならない」、これについ
ての解説が「区長が行う仕事内容はお金の使い道
が正しく行われているかを、客観的な根拠に基づ
き監視及び評価を行うことにより、政策や事務の
改善につなげていくと定めています」というふう
に書いております。ここに「客観的な根拠」とい
うところを入れていただいたことは、本当にあり
がたいなと思っているのですが……。

○工藤てつや委員長 加地委員、質疑に当たって
いるところ申し訳ないですが、先ほど両副区長と総
務部長から頂いた御意見に対して何かあればなの
で、そちらの議題は次の議題でございまして、
そちらでお願いしたいと思います。

○加地まさなお委員 失礼いたしました、先走りま
して。

○工藤てつや委員長 他に。

○ぬかが和子委員 別に副区長や総務部長に質問と
いうことではないですけれども、先ほど副区長の方
から指摘があった2点のことは、非常に大事な
ことだろうと思っております、確かに私、最初
に災害時の行動規範、あれは当時自民党の渡辺議

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

員が幹事長のときだったのですけれども、あの作ったときもメンバーでいたのですけれども、確かに時代が進んでいる中では、これからパブコメ、それは条例そのものには関わらないわけけれども、やはり随時見直すということで、指摘を受けて見直すことができたらいいいのではないかなと思ったのが1点。

それから、もう1点、総務部長から報告いただいた、この間本当に大事な課題になっていた区長等の倫理規則の関係で、確かにここには必要な事項は別に定めるといふふうに書かれているけれども、これもいろいろな経過があって、先にこの倫理規則を作ろうと議論したときもあったと思うのです。

だけど、その議論をしたときに、基本条例がない中で倫理規則だけというのもおかしいだろうと。そういう議論の中で、それだけではないけれども、今回の基本条例の制定に至っているということでいきますと、やはり機は熟してきたといえますか、区長のものも定められた後にそれに準ずる形で倫理規則を議会としても作っていくということは、非常に時宜を得ているということだと思うので、ぜひそういうふうにやっていけたらいいのではないかなと思いました。

○工藤てつや委員長 本当におっしゃるとおりで、先ほどの倫理規程も以前議会の中で進めていた状況はありましたけれども、やはり原点に戻ってこの基本条例を定めてから、その倫理規程を次の段階で皆さんで定めていきたいと思いますので、そういう流れをつくったと思いますので、この委員会の中でまず条例制定してから、次にまた皆さんと一緒にこの倫理規程を、それは各派幹事長会の方なのか、こちらでまた継続してやるのかはそのときにしないと分からないのですけれども、そういった形で段階的に進められればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 それでは、質疑なしと認めます。

執行機関の皆様から頂いた御意見をしっかりと参考にしながら、我々も条例制定に向けて頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、御出席いただきましてありがとうございます。執行機関の退席を認めます。

[執行機関退席]

○工藤てつや委員長 次に、条例案の検討についてを議題といたします。

条例案について、法務係によるリーガルチェックを実施いたしました。指摘された内容を踏まえて、改めて条例案をお示しさせていただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局長 A4横のホチキスで留めてある資料を見ていただきたいと思います。

まず、リーガルチェック、法務係にチェックしていただき、法律的に問題があるところはございませんでした。そこはなしということです。言い回しなどはこっちの方がいいのではないかというような御指摘を頂き、少しお時間を頂いて一個一個やっていきたいと思います。

1 ページ目、左側が、法務がこう直したらいいのではないかというものになっています。右側が、それを受けて、直すところと直さないところが事務局としてある中で、少し御説明をさせていただきます。

一番最初、「足立区議会」は消してありますが、二元代表制という言葉を使ったときに、広く普通は「議会」ということでありますので、ここは取るのがよろしいかと思っております。

ただ、下の方の「足立区」は、よく読んでいただくと、二元代表制のことではなくて、足立区らしさとか、「やりたいことが叶う」という足立区

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

議会としてやりたいことが書いてありますので、ここの「足立区」は残していいのではないかなと思っております。

1ページおめくりいただいて、2ページを見てください。

第1条のところで、法務の方は「区長と議会との関係」を取る。それは、その次に「区長等と議会」と書いてあって含まれるのではないかとおっしゃっていたのですが、全部ではないですが、基本条例を作るところの多くは「区長と議会」、「区長等」では執行機関のことを言って、「執行機関」と「議会」とあえて出しているところもあるので、ここは、私、事務局としては残した方がいいのかなと考えております。

その下の「区民の福祉」は、ほかのところでも「区民の福祉」で使っているの、そこは「の」を入れて直したいと考えております。

下へ行って、第4条です。会派のところですが、もともとは「所属議員2名以上を必要とする」と書いてあります。法務は「2名以上の所属議員数を」に直した方がいいのではないかと来たのですが、特に何が違うのか正直分からないので、我々のとおり「所属議員2名以上を必要とする」でいいのかなと事務局として考えてございます。

1枚おめくりいただいて、4ページを御覧いただきたいと思います。

一番上に、「広報紙の発行」と「インターネットの利用」を羅列しているのですけれども、羅列で後ろに「等」があるときには、「や」とかを入れないで、点を打って、その次の2個目に「等」するのが通例ということなので、法務の言い方に合わせたいと思います。「広報紙の発行、インターネットの利用等」というふうに直したいと思います。

その次の7条のところが、法務は「請願又は陳情の適切な審査に努め」と直せと来たのですが、「又は」はorに取れますので、orではなくて

andだというふうに考えておりますので、法務のとおりではなくて、元のとおり「請願及び陳情」のままでいきたいと思っております。

法務は直していないのですが、その1行下、「請願者又は陳情者の意見を聴取する機会を設ける」と書いてあって、こちら「又は」を使っているのですが、聴取する機会自体はそれぞれ両方同時ではなくて、陳情だったら陳情者の意見を聴く、請願なら請願者の意見を聴く、だからここは「又は」でもいいのかなと考えております。

その下、第7条のところは、「以下「法」という。」と我々入れたのですけれども、地方自治法という言葉がほかに出てこないの、ここは必要ないので取らせてもらいます。

そのすぐ下、「公聴会及び参考人の出頭に係る制度」と法務は直してきたのですが、地方自治法を見ると、ここは出頭のことではなくて、出頭していただき意見を聴くところの条文でございますので、出頭の制度などは要らないのかな。だから、これまでどおり「公聴会及び参考人の制度を活用する」のままでいかせていただきたいと思います。

第8条の「区長等」の「等」を消してありますが、ここは二元代表制のことを書いてありますので、「区長等」ではなくて「区長」に直させていただきたいと思います。

あと5ページを見ていただくと、9条です。ここが「政策」と「計画」と「施策」と「事業」が羅列なののですけれども、一番最後に「など」「等」がないときには、「若しくは」と言葉を入れるのが通例ということなので、そこは法務の言い方に直させていただきたいと思います。

その下の12条は、ここは我々が必要な「場合でも」としたのですが、話し言葉みたいでおかしいということなので、そこは法務の言うとおり「場合であっても」と。あと「支援するものとする」と。何々するものとするとかのところで使

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っているのに、ここだけ突然「支援していく」と言葉使いが変わっちゃっていますので、法務の言うとおりに直させていただきたいと思っています。

6 ページを開いてください。

一番最初に「足立区災害対策本部」を定義付けた方がいいと来たのですが、この災害対策本部わざわざ定義付ける必要は、これが入ることで分かりにくくなってしまうので、ここは要らないのかなと思っております。

あと、「かつ」とか「及び」というのも通例の言い方ということなので、そこは法務に合わせさせていただきたいと思います。

15 条のところは、規程とか条例は根拠の「いつ」を引っ張ってきていますので、ここは入れさせていただきたいと思っています。

7 ページを御覧ください。

法務は、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者」と、条例上は御存じのとおり経理の責任者を決めてもらっていますが、ここはそういう手続の話をしているところではなくて、会派で受けて会派全体として個人の受け手の議員皆様が注意してくださいということなので、この「経理責任者」を入れろというのは入れない、入れないのでいかせていただきたいと思います。

あとは、議長に提出しなさいとか手続の話になっていますが、もっと大きな話で、これまでどおり報告書をただ「提出」に直させていただきたいと思います。

その下も、我々は「議会は、毎年、公開する」というような文章にしたのですが、条例上は、手続上、議長に出して議長が公開することになっているのですが、ここにわざわざそんな主語がなくても、もっと大きな話で、我々は毎年公開していきますよということなので、「議会は」のままだでもいいかなと思ったのですが、そういう主語がおかしいと誤解を受けちゃうので、取らせてもらって「毎年、公開するものとする」とさせて

もらいたいと思います。

そこで1点間違いを見つけまして、間違いというか、「領収書を公開する」と書いてあったのですが、よく読むと、領収書に限らず領収書などの証拠書類を公開するとなっていますので、必ずしも領収書でないときもありますから、ここは「収支報告書及び領収書等の証拠書類を公開するものとする」に直させていただきたいと思います。

最後8ページ、一番最後が見直しの規定ですが、しっかり主語とか述語が分かるようにということで、ここは法務のとおり直させていただきたいと考えております。

すみません、長々となりましたが、リーガルチェックを受けて、事務局案は右のとおりになります。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

皆さんの方から何か御意見はございますか。

○岡安たかし委員 7 ページの3 番ですけれども、主語を抜きましたと。2 番では「交付を受けた会派又は議員は」と主語がちゃんとあって、その続きの文章なので主語がなくてもいい、意味は通じるけれども、これ独立して3 番で主語がなくて、いきなり「毎年、収支報告書及び領収書等の証拠書類を公開するものとする」と出てくるのは、少し違和感がありますよね。

こんな言い方したら、これだって主語なくていいじゃんとなっちゃうのもいっぱいあるのではないですか。どうなのですか、ここだけ主語抜いて。

○区議会事務局長 そういう考えでやりましたけれども、例えば「議会は」という主語を入れるのは全然おかしくないと思いますし、少し御議論いただければと思っています。

○岡安たかし委員 それは2 番です、委員長。

○工藤てつや委員長 ああ、そのまま上に。

○石毛かずあき委員 つなげられますね。

○岡安たかし委員 主語があるから、2 番が。

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○工藤てつや委員長 確かにそうだ。

○ぬかが和子委員 ２番に付けちゃうという案はともいいかなと思います。だから、「提出し、毎年、収支報告書及び領収書等を公開するものとする」というのでくつつけちゃっても。

先ほどの説明でいくと、厳格に言うのと、私たちは提出をするけれども、公開をする権限を持っているのは議長だから議長でという指摘があって、でもそれは違和感あるよねということで、さっき事務局は全部取っちゃうと。

「議会が」という総体がちょっと曖昧ということもある中では、厳密に言うのと、この２番の主語は会派又は議員という個人ですけれども、そこで言うのとちょっと微妙ではあるけれども、「提出し、毎年、公開するものとする」というのはくつついても違和感はないから。

○鹿浜昭委員 いやいや、主語が違うんじゃないの。

○ぬかが和子委員 そうだね。厳密に言うのと違うよね、主語が。

○工藤てつや委員長 「なお」と入れればいいのか。

○鹿浜昭委員 ここで切って。そうだよね、そうした方がいいよ、続けないで。

○杉本ゆう委員 くつつけるなら「収支報告書及び領収書その他の証拠書類は公開されるものとする」と受け身形にすればいいじゃないですか、くつつけるなら。提出されているのだから、その提出されたものは公開されることを原則とする、公開されるものとするという受動態にすればいいじゃないですか。

○ぬかが和子委員 主語との関係ではそうだよね。

○杉本ゆう委員 つなげるならですよ。

○岡安たかし委員 そうすると、どのタイミングでというのが分からなくなっちゃう。

○工藤てつや委員長 とりあえず、つなげるというのは、皆さん賛成的な感じですよ。大丈夫ですか、局長、ここつなげて。

○区議会事務局長 ２と３を……ごめんなさい、私の主語取っちゃえとか言っちゃってその話になっ
ていますけれども、逆に、普通に頂いたのを議長は公開するので、「議長は」という主語があっても、もし皆さんがよければ「議長は、毎年、する」とさせていただこうかなと思いますけれども。

○ぬかが和子委員 それでも実質的には議長が。

○区議会事務局長 「議会は」ではなくて、法務が言ったとおり「議長は、毎年、・・・を公開するものとする」にいたしますけれども、変にくつつけたりするよりは、むしろその方がシンプルでよろしいのかなと。すみません、私が余計なこと言
って申し訳ございませんでした。

○工藤てつや委員長 では、これは個別で２番、３番は生かして、３番は主語の部分に「議長は」と入れて明確化するというので皆さんよろしいで
しょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

他にございますか。大丈夫でしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 それでは、御了承いただき
たいと思います。

次に、パブリックコメントの実施についてを議題といたします。

パブリックコメントの実施に当たり、添付するチラシと周知用のポスターを作成いたしました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

○区議会事務局長 パブリックコメントでお配りするのは、この白いＡ４の裏表の説明書きとピンク色のポスター、あと今日はございませんが、今日の修正箇所を直した条例案、この３点をお配りいたします。

この四角の表の資料を見ていただくと、上から１番の区民事務所１６か所、２番の住区センター・コミュニティセンター４８か所、地域学習セ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ンター・生涯学習センター14か所、そして中央図書館・地域図書館の16か所、ここに、今言った条例案、チラシ、あとこの説明書きを置きます。庁内だと、区議会事務局と区政情報課に置いてパブコメします。

そのほかに、このポスターと書いてあるところを見ていただくと、6大学にこのピンクのポスターを掲示していただいています。QRコードがあるので、入っていくとウェブで意見が言えるところにつながるようになっています。

あと町会・自治会に2,000枚余を配布させていただきます。回覧だったり、掲示板に載せていただいたりということでやっております。そのほかには議員の皆様にお配りしている。あと庁内でも、このピンク色のポスターは貼っていただくように依頼させていただきたいと思います。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

皆さんの方から何か御意見はございますか。

○加地まさなお委員 今回見させていただいて、前回の委員会でも各種できる限り周知をしてくださというので対応してくれている、5,000か所近くなのですばらしいなと思っているのですが、区のパブリックコメント、これは足立区だけじゃないですけども、どうしてもコメントが少ないという中で、本当にこれでいけるのかというのは少し疑問がありまして、やはり動画というのが主流になってきている中で、そちらの方も進めていく。

例えば足立区も公式のLINEとかInstagramを持っていますので、区の方をお願いをして、プロモーションも含めて展開していくぐらいやれる限りしていくことが必要なかなと思っているのですが、その点皆さんにお聞きしたいと思います。

○工藤てつや委員長 御提案ありがとうございます。皆さんの方から何か、動画を使って広く周知をしていったらどうかという御提案ですけども。

○加地まさなお委員 有料も含めて考えた方がいいのかな、検討する価値はあるのかなと思っております。

○くぼた美幸委員 どうもそのSNS、あまりよく分かっていない。どのくらいの人が、その区のSNSとかそういう動画を見られる人数というのか、これを作ったときに。

○加地まさなお委員 その辺、例えば有料で考えていくと、何歳からという形でしっかりと届くというところまでは追えるのかなと思っております。その先コメントを残すかどうかというところは別の話になってしまうのですが、今回、かなり大きな基本条例だと思っていますので、予算を使えるのならば使って、足立区の公式のものがあるのならば、更なる周知をしていただくというのができれば、もっと広がりがあるのかなと。議会がこれだけ作ろうとしているということは伝わるかなと思うのですが。

○工藤てつや委員長 具体的に、その動画というのはYouTubeですか。それとも、区のホームページに動画を載せるとか。

○加地まさなお委員 例えばInstagramだったら、ショート動画など基本皆さん見るので30秒とかそういったところで。

基本条例と言っても、多分、分からないと思うのですね。入り口を変えて、足立区議会に何を求めていますかと、こうしてほしいことがありませんかと、そういう入り口から入って、ああ、それが言えるのだねという、コメントを残してもらえらる仕組みがあればいいのかなと感じています。

○石毛かずあき委員 それに補足というか、それに倣って、そこは必要だと思っていますよ。必要だと思うけれども、そもそも足立区のホームページやSNSにどれだけのアクセスが平均的にあるのかということと、今回のパブリックコメントで例えばどの程度の数が集まるか、先ほども少ないとおっしゃっていましたが、そんなようなこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

とも考えながら……まあ、やっていたら時間がな
いしね。

○工藤てつや委員長 この期間が。

○石毛かずあき委員 そこがちょっと怖いんだよね。

そう、始まっちゃうから。だから……すみませ
ん、こんな。

○工藤てつや委員長 いえ、ありがとうございます。

○くじらい実委員 私も、動画ができるのだったら
それはいいのかなと思うのですけれども、その中
身というか、30秒で周知をする話す場面という
と、今回条例なので、要は文章を見ればいいのか
なという感覚なのですけれども、動画を使って何
をアピールできるのかというところが抜けちゃう
と、ただ単に動画流していますよになっちゃうか
なと思うのですけれども、それは意見として。

○加地まさなお委員 町会・自治会に配っていただ
いているので、その広がりはかなりあるかなと
思っているのですが、子育て世代の方だったら例
えばAメールとかいろいろあると思うのですけ
れども、ダイレクトに届かないと、町会・自治会
のものというのはどれぐらいの方が見ているのか
なというところがあるので、若い世代の方に、今
回大学にはポスター等は周知していると思うので
すが、やはり動画というのは一定意味があるのか
なと考えております。

○工藤てつや委員長 他にどうでしょうか。

○ぬかが和子委員 すみません、全然違う意見とい
うか、たくさん声は集まった方がいいし、いろい
ろな層の方々からの意見を頂ける方がいいに決ま
っているし、それが本当に興味を持ってもらえる
ということになるわけで、そういう点ではこれだ
け広いところに、多分、区のパブコメよりもポス
ターとかそういうのも含めて広く今回配布や掲示
をしていただけるというのは、今の御時世だと福
岡県議会のこととかいろいろあるから、足立区は
こういうことで議会は頑張ろうとしているという
ことをこのポスターそのものがPRする力になる

なと思っています。

その上で、お金は掛からないわけじゃないけれ
ども、別途予算も掛からない方策としては、私た
ちには政務活動費があって、政務活動費に基づい
て議会報告、広報ニュースを皆さんそれなりに出
しているわけですので、間に合えば極力そういう
中でも周知をして、意見出してくださいねという
ことを呼び掛ける、若しくは40人以上の議員が
いてそれぞれがいろいろな発信をしているわけだ
から、議会活動としてそういう呼び掛けをする
ということをみんなにお願いしてやっていくとい
うことがいいのかなと思うのですけれども。

○工藤てつや委員長 いわゆる個々の政治活動の中
で。

○ぬかが和子委員 政治活動ではない、議会活動で
す。

○工藤てつや委員長 議会活動の中でPRをしてや
ればいいのではないかということですね。

○加地まさなお委員 私も、今回、区政報告の方
にはパブコメのことは書かせていただいているの
で、やらせてはいただいているのですけれども、実
はこの条例の中に、開かれた議会、区民参加、情
報公開を掲げているのですね。これを第一歩目で
やっていくということが、本当に今回のことだけ
で足りているのかというと、全国的なパブコメの
コメント数を見ても、足立区のパブコメの数とい
うのも、偏りはあるかもしれませんが、全体を
見たらあまり多くないのかなと。それはやはり、
分かりづらいとか、自分の実名を書かなきゃい
けないとかハードルが高いと思うのです。

その中でも、もっと入り口を低くするとい
うところが今回の基本条例の中の開かれた議会、区
民参加、情報公開、正にこれ今言っていることの
全てが入っているの、それは検討する価値はある
のかなと思っていました。

ただ、そういうふうに議会でも個々に議員さん
がいらっしゃいますので、全会派SNS等でも周知

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

していけば広がりもあると思いますので、皆さんがそうしていただければと思います。

○工藤てつや委員長 そうですね。レポートで発行している人もいれば、それぞれインスタ使っていたり、Facebook使っていたり、デジタル的な側面からも皆さんいろいろ活動の報告もしていると思うので、その中でこの議会基本条例のパブコメやっていますよみたいな、そういうのをPRするのもいいのかなと思いますし。

ちょっと手続的に、8月31日からスタートなので、制作の部分だとか、予算どうするのとか、その部分で考えると時間が少し足りないのかなとは思っているので、できればこの内容で進めて、ちょっと検証していければなと思うのですが、大丈夫ですかね。

○加地まさなお委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○岡安たかし委員 ここのピンクのチラシ、小さい字でこれ多分高齢者は見えない。左の一番下のところに、意見の提出方法のところ、最後のポチ、意見受付フォーム（オンライン申請システム）、オンラインの場合は受付フォームで出してくださいということですが、このQRコードを今読み込んでいたのですが、その意見受付フォームというのがないのですよ。

〔「まだしていないです」と呼ぶ者あり〕

○岡安たかし委員 まだ作っていない……。

〔「31日からです」と呼ぶ者あり〕

○岡安たかし委員 31日にできるのですか。

○区議会事務局 今、岡安委員おっしゃっているとおりで、31日から入れられるようになりますので、お待ちください。

○岡安たかし委員 それを除いた部分で、今、出来上がっているということでいいのですね、これ。

○区議会事務局 おっしゃっているとおりでございます。

○岡安たかし委員 ごめんなさい、しつこくて。こ

れ、ここに飛ばすのもいいし、トップページでもすぐ入れられるように作らないと、ホームページから入って意見受付フォーム、このQRコードではなく、トップページでも作った方がいいと思うのですけれども、どうですかね。

○工藤てつや委員長 単純に、ダイレクトに行く感じですね。それ手続的にできますか、今からフォームを。

○岡安たかし委員 何かちょちょっとやれるでしょう。

○工藤てつや委員長 どうですか、事務局。

〔「リンク貼るだけだ」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 簡単な気がしますけれども、できるんじゃないでしょうか。

○区議会事務局次長 区議会ホームページのトップページにパブリックコメントというボタンがありますので、そこから入っていけるような形にさせていただきますと思います。

○工藤てつや委員長 ああ、そういうことね。

○岡安たかし委員 区役所のホームページのトップページですか。

○区議会事務局長 確認をさせていただきますけれども、今できる一番早い入り方、いろいろルールがあってその状態だと思いますので、区のホームページの方はもう一度確認をさせていただきますが、できる範囲で一番早いやり方を取らせてもらいたと思います。議会の方は、今、次長言ったとおりさせていただきますと思います。

○工藤てつや委員長 是非その部分をお願いしたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ぬかが和子委員 このパブコメについては、そういうことで是非成功させたいと思っているのですが、前も発言したことがあったけれども、もしこの意見が寄せられたときに、極力その意見を受け入れて、柔軟に変更ができるかどうかというところで足立区議会の度量が試されると思うの

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

で、是非そういうスタンスで、みんなでやれたらいいなと思いました。

○工藤てつや委員長 御意見ありがとうございます。そのようなスタンスで、みんなで頑張っていければと思います。

次に、逐条解説案の検討についてを議題といたします。

逐条解説案を作成いたしましたので、お示しをさせていただきました。今後内容についての検討を進めていきたいと思いますが、本日は、まずこの前文についての検討を皆さんと進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局長 前文の解説は、2ページにゴシックの文字で書かれている部分になります。また、最後委員長からもお話いただきますが、これ全体を、今日を抜かして2回ほどに分けて議論していただきたいと思います。

前文いちいち読みませんが、よくあったのが、1段目はこんなことですよ、2段目はこんなことですよという書き方をしているところが多かったので、少しそのスタイルに合わせて作らせていただきました。御議論をお願いしたいと思います。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

何か皆さんの方から御意見ございますか。

○小林ともよ委員 条例の方では、1段落目のところですが、「区民に選ばれた議員」と「選挙で選ばれた区長」とあるのですが、後ろの解説の方を見ると、「区長（執行機関）」と「議会（議事機関）」となっていて、解説が分かりづらくなっているかなというところで、「議会」ではなくて「議員」にした方が分かりやすいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○工藤てつや委員長 すみません、5行目の区民が直接選ぶ「区長（執行機関）」と「議会（議事機関）」というところの「議会」を「議員」にした

方がいいのではないかなということですか。

○小林ともよ委員 はい。

○杉本ゆう委員 これ、それこそ二元代表制の話なので、「区長」に対する対の言葉は、議員個人ではなくて「議会」ですよ、多分。

○工藤てつや委員長 意味合い的には、今、杉本委員がおっしゃったように。

○ぬかが和子委員 執行機関と議事機関という表現が非常に固くて分かりづらいですよ。この条例を検討するときに、なるべく分かりやすくしたいねという議論をしていたので、何かいい知恵はないかなということもあるのですけれども。

○工藤てつや委員長 もう少し柔らかく分かりやすい感じがいいかなと思いますね。

○小林ともよ委員 例えば「議員で構成される議事機関」とか、そういう表現はいかがですかね。

○工藤てつや委員長 もう1回、小林委員。

○小林ともよ委員 議員で構成される議事機関。

○工藤てつや委員長 ああ、議員で構成された……。

○ぬかが和子委員 何で違和感があるかという、前文のところでは、「区民に選ばれた議員により構成される議事機関」と「同じく選挙で選ばれた区長」というふうに並列で書かれているわけですよ。ところが、逐条解説になると途端にこれだけ見ると、「区民が直接選ぶ」は両方に掛かっているのだけれども、議会は区民が直接選ぶではなくて、この文章でいくと「区民が直接選ぶ区長と議会が」という文章に見えちゃう。そこに違和感があるから、いろいろな意見が出ざるを得ないということだと思うのです。そこを何か解決できないかと。

○工藤てつや委員長 そうですね、確かに。

○加地まさなお委員 そのとおりだなと思いましたので、そのまま解説の方の足立区議会とはいうところと同じように書いても、そんなに差し支えないのではないかなと思うのですが、丁寧に書いている方がいかなと。やはり詳しく書くというところ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ろがあると思うので。

○石毛かずあき委員 先ほど皆さんおっしゃっていたので、条例の冒頭にそのまま書いてあるので、そもそも「区民が直接選ぶ」という言葉を取っちゃえばいいじゃないですか。

○ぬかが和子委員 それも手だよ。

○岡安たかし委員 そこは解説だからね。

○石毛かずあき委員 そうそう、解説だから。と思いました。

○工藤てつや委員長 「区民が直接選ぶ」を抜いちゃう。

○石毛かずあき委員 ここにこの7文字があるから何かちょっと。

○工藤てつや委員長 なるほど。

○ぬかが和子委員 そうだね、それもありだね。

○工藤てつや委員長 逆に、その方がこんがらがらないというか、それはありますね。

○鹿浜昭委員 これ間違いだよな、基本的に。執行機関は選挙で選ばないのだから。

○ぬかが和子委員 そうだよ。

○工藤てつや委員長 区長は選びますよね。

○鹿浜昭委員 括弧の執行機関は間違い、これは大問題になっちゃうね。

○岡安たかし委員 括弧は要らないかな。

○ぬかが和子委員 そうね、石毛委員が言うとおりで。

○石毛かずあき委員 これと執行機関は要らないかもしれない。

○岡安たかし委員 解説よりも、最初の1ページのこっちの文章の方が解説みたいな、何ならこの文章をそのまま持ってきてもいいような。

○工藤てつや委員長 それも確かに、言われればそうですね。

○ぬかが和子委員 おっしゃるとおりだなと思いつつ、ここで一番言いたいのは、そこを位置付けて対等で区政を支える仕組みについて述べている段落ですよということが分かりさえすればいいわけ

ですね。逐条解説なのだから、これ。

○くじらい実委員 多分、逐条解説も分かりやすいという前提があったと思うのですが、その中で今御意見あったとおり、あんまりくつつけてもどうかなというのは私も思いまして、執行機関とか議事機関というのも、逆に区長と議会と言うだけでも分かりやすいのかなと。

○ぬかが和子委員 そうね。それも言える。

○工藤てつや委員長 執行機関、議事機関も要らないね。

○くじらい実委員 条例の解説なので、あまり余計なものをくつつけちゃうと。

○工藤てつや委員長 逆に分かりにくくなっちゃうね。

○くじらい実委員 加地委員おっしゃるとおり、逐条解説の方が細くなっちゃうのもどうかなと。

○工藤てつや委員長 そこは皆さん賛成でいいですね。

○ぬかが和子委員 そうすると、すっきりするじゃないですか。

○工藤てつや委員長 「区民が直接選ぶ」も抜いちゃう感じでいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 では、本当にシンプルに区長と議会がということで。

○石毛かずあき委員 直接選んではないから、議会。それも取っちゃった方がいいじゃない。

○加地まさなお委員 そう思います。鹿浜委員の言っていた、議会は区民が直接選んでいるかという、ちょっと話が変わるのかな。さっきそうおっしゃっていたような気がするの、私もそういう気がします。

○ぬかが和子委員 そこはもう削ろう。

○杉本ゆう委員 区長と議会が対等で。

○ぬかが和子委員 取っちゃおう。

○石毛かずあき委員 「議会」も取る……。

○ぬかが和子委員 じゃなくて、「区民が直接選ぶ」

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

を。

○石毛かずあき委員 で、「執行機関」というのも取る。

○ぬかが和子委員 そうすると、区長と議会がそれぞれ対等。

○工藤てつや委員長 対等な立場で区政をする、なるほど。

○ぬかが和子委員 一番言いたいのは、対等な立場で支える仕組みを述べているのだよということが分かればいい。

○工藤てつや委員長 そうですね。では、今の御意見で皆さん満場一致だと思うので、区長と議会がそれぞれ対等な立場で区政をふにやららだということで、文章を変えるという形でいかがですか、局長。

○区議会事務局長 お話いただいたとおり変えさせていただきますと思います。皆さん議論してすばらしい前文ができたので、この逐条が大変苦労したのは事実でございます。すみません。

○工藤てつや委員長 うまいな、ありがとうございます。

ほかのところはいかがですか、皆さん何か気になった点とか。

○小林ともよ委員 条例の本文の方の2段落目と4段落目に、「区民一人ひとりの声を尊重し」という言葉と「区民の多様な意見を尊重して」というすごくいい言葉が入っているのですが、後ろの解説にはそういったことが入っていないので、どのように尊重するかということも示されていないので、具体的にどういうことなのか示すか、文言をこっちの解説文にも生きる形で反映した方がいいのじゃないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○工藤てつや委員長 御意見が出ましたけれども、それについて何か皆さんの方からありましたら、お願いしたいと思います。

○ぬかが和子委員 今ちょっとあったけれども、ま

た違う意見も出していただければと思って。

この逐条解説の第4、第5段落は、信頼と改革への決意、そういうことを述べているわけですね、すごい短い3行で。その中で、最初に「区民の信頼に応えるために」というのが入っているわけですね。そうすると、このあたりで「区民の一人ひとりの意見を尊重し」的なニュアンスも入れられるといいのかなという気がするのです。結局、区民の信頼に応えるというのは、「一人ひとり」なり、「多様な」なり、その意見を尊重するということがある、そこが親和性があるので。

○工藤てつや委員長 ありがとうございます。

他にどうですか。

○岡安たかし委員 関連する話で、4ページの第3条の第2項の解説に「区民のいろいろな意見を幅広く聴き」、本文の方は「区民の多様な意見を聴取し」となっていますね。こっちではそういうふうを書いて、前文の方はもちろんそういうのも入っていて、ただ、先ほどの意見では解説に入っていないよということですが、あえてこっちに入れてももちろんいいですけれども、ないわけではないのかなとも思うのですね。

○ぬかが和子委員 そうだね。通して見るとそういう側面もなきにしもあらずだね。

シンプルの方がよければ現状でも、岡安委員言われるおり、きちんと見ればそういうのが出てくるということ。

○杉本ゆう委員 解説がシンプルじゃないと解説にならない。

○工藤てつや委員長 前は、逐条は中学生でも分かるぐらいな文章にしようみたいな話もあった気がするのですが、いかに柔らかく、分かりやすくするかということが大事なかなとは思っているのですけれども、どうですか、ほかは。

特段なければ、先ほど頂いた御意見も少し鑑みて、事務局と調整をさせていただいて、次回また皆さんにお示しをさせていただければと思うので

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すが、いかがですか、大丈夫ですか。

○岡安たかし委員 これ細かくて、どうでもいいっちゃどうでもいいですが、1ページの下から4行目のところに「真摯に向き合う議会運営を実施し」と書いてありますね。運営を実施するという言い方、しくはないでしょうけれども、運営を実施するというのはあまり、「議会を運営し」の方がまだいいぐらいで、議会運営を実施する、これだろうなのでしょうね。

○工藤てつや委員長 ただ、これ本文になっているので、本文を今からというのは。

○岡安たかし委員 難しいですか、じゃあやめましょう。

○ぬかが和子委員 あれじゃないですか、パブコメの意見を踏まえてまた幾らか変えなきゃいけないから。

○区議会事務局 長 パブコメの意見を踏まえてまた変えますし、今日言った法務が示したところは変えて出しますので、皆さんの御議論の中で変える分には大丈夫でございます。

○工藤てつや委員長 では、岡安委員、ここは様子を見て、パブコメ終わったあたりでまたお願いしたいと思います。

○加地まさなお委員 先ほども言わせていただいた、前回の委員会で岡安委員の発言があって、必要に応じては「改善や修正」というところがあって、この解説の方には「改善につなげていく」とあるのですが、ここに「修正」というのも必要かなと思うのですが、その辺皆さんにお聞きしたいなと思います。

○工藤てつや委員長 修正、どこのことですか。

○加地まさなお委員 逐条解説の2段落目の最後の方です。区の政策決定や事務の執行が適正に行われているかをチェック・監視・評価する機能を果たして、政策や事務の改善や「修正」と、その言葉を入れるか入れないかというところは、前回の事務局の答弁でもこれは重要な観点ということが

あったと思うので、これを入れるか入れないかというのは、解説の方で入れるとここであるほどというふうにはなるかと思っております。

○工藤てつや委員長 そうですね。確かに「修正」は、私は入れてよろしいかなと思っていますが皆さんはどうでしょうかね。

〔「入れた方がいいと思います」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 では、こちらの方は、局長、変えてもらって。

○区議会事務局 長 はい。

○工藤てつや委員長 こちらの方は、「修正」を入れさせていただきたいと思います。

他にございますか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 それでは、質疑なしと認めます。

なお、今後の逐条解説案の検討の進め方ですが、今回は第1条から第10条まで、その次は第11条から第19条までの検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇

○工藤てつや委員長 それでは、その他に移ります。皆さんの方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤てつや委員長 なし……。

○区議会事務局 長 情報連絡です。委員の皆様には、議会運営委員会で視察に行った3自治体の資料をお渡しさせていただきました。また、福知山何かは議員間で議論を深めて政策提言して、それが予算に付いているか確認したりしていますので、後ほどお目通しいただければと思います。

○工藤てつや委員長 御了承願います。

以上をもちまして、議会基本条例制定特別委員会を閉会いたします。

午前10時58分閉会